平成２７年（フ）第１３２６号
大阪府箕面市牧落１丁目５番19号
破産者　株式会社ハウジングオオスギ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５２号
大阪市中央区淡路町４丁目３番１号
破産者　株式会社オクト・ワン
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１号
大阪府柏原市大県１丁目４番４号　メルベーユ101号
破産者　山田　辰義
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
神戸市東灘区御影本町２丁目１－４－１Ｆ
破産者　有限会社アクティライフ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７号
山口県下関市秋根本町２丁目10番14号
破産者　株式会社原田総合企画
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７７２号
北九州市若松区深町１丁目５番25号
破産者　株式会社花岡商店
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８１号
北九州市八幡西区相生町２番１号
破産者　株式会社川島工務店
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１４号
北九州市八幡東区勝山１丁目６―25
破産者　株式会社エムテクノ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２０号
北九州市戸畑区新池１丁目８番15―607号
破産者　有限会社藤正工業
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１５号
熊本市東区御領２丁目22番１号
破産者　株式会社うちだ屋食品
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２８号
仙台市泉区長命ヶ丘３丁目27番地の３
破産者　株式会社セツナワークス
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
宮城県黒川郡富谷町日吉台２丁目34－４
破産者　株式会社コアコネクト
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
茨城県牛久市猪子町994番地52
破産者　有限会社アント
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
静岡県沼津市筒井町５番地の４
破産者　大東舗装工事株式会社
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
愛知県一宮市浅井町大日比野字蛹野2151番地
破産者　株式会社パルソーイング
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３３４号
愛知県一宮市浅井町大日比野字蛹野2137番地
破産者　株式会社プリーツ倶楽部
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田38番地
破産者　株式会社ツエンティーフォー
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１３３号
愛知県清須市阿原八幡180番地
破産者　システムテクノ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０５号
三重県津市久居元町2406番地
破産者　有限会社システムサービスタナカ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５号
愛知県弥富市平島町中新田75番地　ベラージオＣ　203、破産手続開始決定時の住所三重県津市白塚町36番地２　アワヤハイツＡ－205
破産者　奥山　和美
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７４号
三重県松阪市嬉野中川新町２丁目98番地４
破産者　松田　幸代
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６４号
滋賀県栗東市安養寺６丁目９番60号
破産者　株式会社イセムラ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部